

建築物等の定期報告 の提出をお願いします。

～定期報告制度はあなたの生命・財産を守ります～

近年、建築物の火災やエレベーターの異常による人身事故が年々増加していることは、尊い生命と貴重な財産の保護の上で憂慮すべき大きな社会問題であります。

特に、不特定多数の人が利用するホテル、旅館、集会場、百貨店等では、火災になると一度に多くの犠牲者を出す可能性があります。これらは建築物の使用方法や維持管理が適正でないことに起因するものと指摘されており、災害を未然に防止するための正しい維持管理が必要です。

そのため、建築基準法では、「定期報告制度」を定めております。

この制度は、これら不特定多数の人が利用する特殊建築物などに対して、定期的に調査（検査）し、その結果を報告して、指摘事項があればそれを改善することで、建築物等を安全に維持管理するものです。



定期報告は誰がどのようにして報告すればよろしいですか？

誰が報告するのですか？

所有者又は管理者です。

報告の対象は、
どのようなものですか？

特定の用途・一定規模以上の
特殊建築物及びその建築設備、
昇降機です。

誰に調査を依頼すれば
よいですか？

一級建築士・二級建築士、
特殊建築物等調査資格者
などの専門技術者です。

誰に報告すれば
よいですか？

建築物等の所在地を所管
する特定行政庁です。

指摘事項があった場合は
どうすればよいですか？

是正・改善し、安全な維持
管理をお願いします。

調査（検査）内容はどのようなものですか？

建築物の定期報告（建築基準法第12条第1項）

敷地や構造、防火戸や外壁など建物の安全性などについて調査します。

建築設備の定期報告（建築基準法第12条第3項）

機械排煙設備、非常用照明設備、換気設備の機能について検査します。
十分に機能を果たすため、排煙量、照度、換気量等の基準が定められています。

📍 福島市・いわき市において、建築設備は報告対象外となっております。

昇降機の定期報告（建築基準法第12条第3項）

エレベータやエスカレータが正常に運転しているか、安全装置が適切に作動するかなどを検査します。

調査（検査）結果を報告するとどうなりますか？

報告したことを証明する「定期調査報告マーク」が交付されます。

定期調査報告概要書、定期検査報告概要書が閲覧に供されます。

📍 報告をしない又は虚偽の報告をしたときは、罰金に処せられることがあります。

報告・閲覧先

建築物等の所在地を所管する以下の「特定行政庁」となります。

- ・福島市内 ...福島市開発建築指導課 024-535-1111
- ・郡山市内 ...郡山市開発建築指導課 024-924-2371
- ・いわき市内 ...いわき市建築指導課 0246-22-7516
- ・その他の地域 ...以下の県建設事務所建築住宅課
 - 「二本松・伊達・本宮市、伊達・安達郡」...県北建設事務所 024-521-7701
 - 「須賀川・田村市、岩瀬・石川・田村郡」...県中建設事務所 024-935-1462
 - 「白河市・西白河郡・東白川郡」...県南建設事務所 0248-23-1636
 - 「会津若松市、河沼・大沼郡」...会津若松建設事務所 0242-29-5461
 - 「喜多方市・耶麻郡」...喜多方建設事務所 0241-24-5727
 - 「南会津郡」...南会津建設事務所 0241-62-5337
 - 「相馬・南相馬市、双葉・相馬郡」...相双建設事務所 0244-26-1223

問い合わせ先

報告の内容に関すること。

- ・上記の各報告先にお問い合わせください。

専門技術者の紹介に関すること。

- ・福島県建築士会 024-523-1532
- ・福島県建築士事務所協会 024-521-4033

制度内容や報告様式については、以下の「ホームページ」をご参照ください。

- ・福島県建築指導課
<http://www.pref.fukushima.jp/kenchiku/data/shido/shi/teikihoukoku/teikihoukoku.html>
- ・福島市開発建築指導課
<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/download/kaihatsu-kenchiku/18.html>
- ・いわき市建築指導課 <http://www.city.iwaki.fukushima.jp/toshikeikaku/004811.html>